

## 公募型見積り合わせ参加者心得

独立行政法人日本学生支援機構

独立行政法人日本学生支援機構公募型見積り合わせを行う場合における見積りその他の取扱いについては、独立行政法人日本学生支援機構会計規程（以下「会計規程」という。）、独立行政法人日本学生支援機構契約事務取扱細則（以下「契約事務取扱細則」という。）、独立行政法人日本学生支援機構における公募型見積り合わせ実施要領（以下「実施要領」という。）及び見積り公告その他法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとします。

### （公正な見積りの確保）

第1 公正な見積りの確保のため、公募型見積り合わせに参加しようとする者（以下「見積り参加者」という。）は、次に掲げる事項を遵守の上、見積りを行ってください。

- （1）公募型見積り合わせに参加しようとする者（代理人を含む。以下「見積り参加者」という。）は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）及び刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- （2）見積り参加者は、見積りに当たっては、他の見積り者と見積り意思、見積り価格又は見積り書その他提出書類の作成について、いかなる相談も行ってはならず、独自に見積り価格を定めなければならない。
- （3）見積り参加者は、契約の相手方の決定前に、他の見積り者に対して見積り意思、見積り価格又は見積り書を意図的に開示してはならない。

### （見積り参加資格）

第2 見積り参加者の資格は、実施要領及び見積り公告に記載しています。必要に応じて、それを有しているかどうかを証明するための書類を見積り書と合わせて提出するものとします。

### （見積り方法）

第3 見積り参加者は、見積り公告及び別に配付する資料（仕様書、契約書案等）及び本機構ホームページに掲載の契約関係規程を熟覧のうえ、本機構の取引条件等を十分考慮し、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税及び仕様書等に規定するもの等納入に要する一切の諸経費を含めた金額を見積りものとします。

また、契約決定に当たっては、見積り書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。）をもって決定価格としますので、見積り参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積りもった契約希望金額の108分の100に相当する金額を見積り書に記載してください。

- 2 見積りに当たって疑問の点がある場合においては、見積書等書類提出前に、契約担当職員（財務部経理課契約係）にお尋ねください。

（見積書の提出方法）

第4 見積参加者は、次に掲げる事項を記載した本機構所定の様式の見積書を1通作成し、見積公告に示す期限までに、持参により契約担当部署へ提出してください。

- (1) 調達件名
- (2) 見積金額
- (3) 見積参加者の所在地、氏名（法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者等役職名及び氏名。代表者等から契約等に関する権限を委任されている代理人の場合は、当該代理人の役職名及び氏名）及び押印（実印）
- (4) 見積年月日

- 2 見積書は、封筒に入れ封印し、その封筒に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「〇月〇日見積書受領期限分[調達件名]の見積書在中」と記載してください。
- 3 本機構がやむを得ないと認めた場合は、郵送（書留郵便に限る。）により提出することができます。この場合は、二重封筒とし、表封筒に「〇月〇日見積書受領期限分[調達件名]の見積書在中」と朱書きし、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載してください。なお、電報、ファクシミリ、電話、電子メールその他の方法による提出は認めません。
- 4 見積参加者は、見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印して訂正してください。

（見積書の引換え等の禁止）

第5 見積参加者は、その提出した見積書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。

（異議の申立）

第6 見積参加者は、見積書提出後において、見積公告、本心得、仕様書及び契約書案等について、不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

（見積書の無効）

第7 次の各号の一に該当する見積書は、これを無効とします。

- (1) 見積公告に示した見積参加資格のない者の提出したもの
- (2) 調達件名及び見積金額のないもの
- (3) 見積参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者等役職名及び氏名。代表者等から契約等に関する権限を委任されている代理人の場合は、当該代理人の役職名及び氏名）及び押印（実印）の記載がない又は判然としないもの
- (4) 調達件名に重大な誤りのあるもの
- (5) 見積金額の記載が不明確なもの

- (6) 見積金額の記載を訂正した場合で、その訂正について訂正印の押印がないもの
- (7) 見積公告に示した見積参加者に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
- (8) その他公募見積り合わせに関する条件に違反した見積書

(同等物品による見積書の取扱い)

第8 見積公告において特定銘柄物品名又はこれと同等のものと特定した場合において、見積参加者からの同等のものを供給するとの申し出により見積物品内訳書を受領した場合で、見積参加者から提出された資料等に基づき同等の物品であると本機構が判断した場合は、当該見積書を有効とします。

(見積り合わせの取りやめ等)

第9 見積り合わせの公正な実施が困難であると認められるときは、当該見積り合わせの延期又は取りやめることがあります。

(代理人による見積書の提出)

第10 代理人が見積書を提出する場合には、見積書提出時まで代理委任状を提出するものとします。また、見積参加者は、本件調達に係る見積りについて他の見積参加者の代理人を兼ねることはできません。

(見積り合わせの日時及び立ち会い)

第11 見積り合わせは、原則として、見積書の提出期限の翌日（翌日が、土曜日、日曜日若しくは祝祭日又は12月29日から1月3日までの場合、見積書の提出期限の翌日以降、最初に訪れる平日）10時に行うものとします。

2 見積り合わせに当たっては、見積参加者の立ち会いを求めないものとします。

(契約予定者の決定)

第12 見積り合わせの結果、見積参加者の提出した見積書のうち、無効のものを除き、予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって見積した者（同価の見積りをした者が2者以上あるときは、その者すべて）を契約予定者とします。

(価格交渉の実施と交渉期限)

第13 契約予定者との価格交渉については、次のとおり実施するものとします。

- (1) 契約予定者が決定した場合は、当該決定した日に、契約担当職員からファクシミリ又は電子メールにより契約予定者に通知します。なお、ファクシミリ又は電子メールによる通知が困難である場合は、電話その他の方法により通知する場合があります。
- (2) 契約予定者と本機構が行う価格交渉の期限は、契約予定者が決定した日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝祭日、並びに12月29日から1月3日までを除く。）以内とします。

- (3) 契約予定者との価格交渉の結果、予定価格の制限の範囲内の価格提示がなかったときは、見積書の価格に基づく順位に従い、契約予定者以外の見積参加者と交渉を行うことができるものとします。
- (4) 価格交渉を行ったときは、契約予定者は、交渉結果を示した見積書を速やかに提出するものとします。ただし、交渉により先に提出した見積書の価格に変更が生じない場合は、見積書の提出を省略することができます。
- (5) 次に掲げる事項に該当する場合には、その者との交渉を打ち切ることとします。
  - (ア) 契約の妨害、契約手続きの遅延を目的として契約予定者となった場合
  - (イ) 他の契約予定者の交渉を妨害しようとした場合
  - (ウ) 他の見積参加者との談合等の不正行為があった場合

(契約の相手方の決定)

第 14 契約予定者と価格交渉を行った結果、予定価格の制限の範囲内で本機構にとって最も有利な価格を提示した者を契約の相手方とします。

- 2 2者以上の契約予定者と価格交渉を行った結果、予定価格の制限の範囲内で最も有利な価格を提示した者が2者以上あるときは、くじにより契約の相手方を決定するものとし、くじを引かない者がいるときは、当該事務に関係しない本機構職員がこれに代わってくじを引き、契約の相手方を決定するものとします。

(参加者不在等の取扱い)

第 15 見積書の提出期限までに見積書の提出がない場合又は予定価格の制限の範囲内で見積りをした者がいない場合は、本機構が別途選定した者へ見積りを依頼し、契約の協議を行うこととします。

(契約保証金)

第 16 契約の相手方は、契約を締結するときに契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めてください。ただし、契約の相手方が本機構を被保険者とする履行保証保険契約を結び当該保険証券を提出したとき、又は本機構が契約保証金を納める必要がないことを予め提示したときは、この限りではありません。

- 2 契約保証金を納めるときは、契約締結前に本機構が指定する預金口座に振込をしてください。

(契約書の作成)

第 17 契約書の作成については、次のとおりとします。

- (1) 契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から 7 日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取り交わしを行うものとします。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名押印し、更に本機構が当該契約書の送付を受けてこれに記名押印するものとします。

(3) 上記(2)の場合において、本機構が記名押印したときは、当該契約書1通を契約の相手方に送付します。

(4) 本機構が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとします。

2 前記に関わらず、会計規程第19条ただし書及び契約事務取扱細則第27条第1項の規定により、本機構が契約書の作成の必要がないと認めたときは、契約書の作成を省略する場合があります。

(支払条件)

第18 検査職員による完了検査確認後、適正な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとします。

(その他)

第19 見積参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該見積参加者又は契約の相手方が負担するものとします。

第20 本件調達の契約の相手方を決定するために必要と認められる場合は、見積参加者に対して、追加資料の提出を求めることができるものとします。

第21 見積参加者又は契約の相手方から提出された書類は、法令等に特別の規定があるものを除き、返却しないものとする。

第22 本件調達に係る言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

以上